

外國武官從軍心得 ○明治廿七年九月五日

一 外國武官ニシテ我土仁軍ニ隨行セント欲セル者ハ本國ノ公使若クハ領事ノ紹介ニ依リ外務省ヲ經テ之ヲ大本營ニ出願スヘシ

一 従軍ヲ許スヘキ外國武官ノ員數ニハ自カラ内規アルヲ以テ之ヨリ超過スルトキハ謝絶スルヨトアルヘシ

一 従軍ヲ希望スル外國武官ハ豫メ左ノ件タラニ承認スヘシ

從軍中總テ軍機ノ秘密ヲ守ル義務ヲ有スルヨト  
戰地ニ於テ、總テ最高等司令部ノ指揮ヲ從フヘキニト

往復宿所等ハ成ルヘン便宜ヲ與フヘシト雖モ糧食ハ兵食ノ外支給ヲ受クル能ハサルヘキヨト

一 前項ノ件タラ遵守セサルトキハ戰地最高等司部ヨリ其從軍ヲ拒絶セラル、コトアルヘシ

一 前項ノ拒絶者ハ大本管ヨリ外務省ヲ經テ其本国公使若クハ領事ニ通

報ヌヘシ

0392

内國新聞記者從軍心得

○明治廿一年八月三十日

シ若シ之ニ違背スルキハ相當ノ處分シナスヲアルヘシ

一、歩兵軍高等司令部ハ一二ノ將校ヲ以テ從軍新聞記者ヲ監視セシム故ニ記者ハ萬事此將校ノ指示ニ従フヘシ

二、此將校ハ新聞記者ノ至リ得ル場所及時刻ヲ指示ス記者ハ猥ニ此指示以外ノ地點ニ赴クヘカラズ

三、許可セラレタル場所ニ至ル時ト雖民軍隊ノ妨害ヲ為サルユトニ注意スヘシ

四、渡航セシ時ハ其地所在ノ最高等司令部ニ届出其指揮ニ従フヘシ其居所ヲ轉スル時モ亦然リ

五、新聞記者ハ席ニ從軍免許證ヲ携ヘ庫人ヨリ其一闋ヲ求ケルトキハ廻立之ニ應スヘシ

時トシテ各自ノ屬眞ラ星セレムルユトアルニシ故ニ若干枚ヲ用意スヘシ

六 免許證ヲ紛失シタルトキハ速ニ出征軍最高等司令部ニ届出ア其區處ヲ受クシ時トシテ此紛失者ノ從軍ヲ禁スルコトアルニ

七 出征軍高等司令部ニ於テ有售ト認ケルトキハ帰朝ラ金スルコトアルニ

八 前二項ノ場合ニ於テ六直ニ余ニ従ヒ帰朝スヘシ

九 新聞記者ノ被送セントスル信書ハ必ス監視將校ノ指示スル時刻ニ於テニシ談

將校ニ呈シ查閱ヲ受クシ

十 通信文ヲ記スルニハ左ノ諸件ニ最モ注意ニシ

勑メテ忠勇義烈ノ事変ヲ錄シ敵愾ノ氣ヲ獎勵スヘシ

凡ソ軍隊ノ運動ヲ記スルハ必ス過去ニ限ル決シテ未來ニ歩ルヘカラズ

通信文ニハ必ス該信ノ場所及時日ヲ掲ノ可ガラス其社主感ハ之ヲ推測シ得ルモ夫

シテ新聞紙ニ記載スヘカラズ

我軍ノ兵力若クハ隊号ヲ明記スルヲ慎ミ以テ之ニ因リ我兵力若クハ軍隊區分ノ

敵軍ニ漏洩スルラ戦クニシ

• 0395



甲號

外國新聞記者従軍心得 ○九月十四日 朝鮮第五六號

外國新聞記者ニテ從軍ヲ許可セラレタル者ハ堅ク左ノ諸件ヲ遵守スヘシ

一、出征庫高等司令部ハ一二ノ將校ヲ以テ從軍新聞記者ヲ監視セシム故ニ  
記者ハ萬事此將校ノ指示ニ従フシ

二、此將校ハ新聞記者ノ至リ得ル場所及時刻ヲ指示ス記者ハ猥リニ此指示以外外地  
點ニ赴ケヘカラズ

三、許可セラル場所ニ至ル時ト雖凡庫隊ノ妨害ヲ為サルコトニ注意スヘシ

四、渡航セシ時ハ其地所在ノ最高等司令部ニ届出其指揮ニ従フシ其居所ヲ轉  
スル時モ亦然リ

五、新聞記者ハ席ニ從軍免許證ヲ携ヘ隼人ヨリ其一覧ヲ求ムトキハ直ニ之應

スヘシ

時トシテ各自、鷹眞ヲ呈セシムニトアルシ故ニ若干枚ヲ用意スヘシ

六、免許證ヲ紛失シタルトキハ速ニ出征庫高等司令部ニ届出テ其區處ヲ受クシ時

トシテ此紛失者ノ後庫ヲ禁スルニトアルシ

七、也征軍高等司令部ニ於テ有害ト認ムトキハ後庫ヲ拒絶スルニトアルシ

八、前二項ノ場合ニ於テハ外務省ヲ經テ本國公使若クハ領事ニ通報スシ

九、新聞記者ノ斐医セントスル信書ハ必ス監視將校ノ指示スル時刻ニ於テ之ヲ該將校

ニ呈シ查閱ヲ受クシ

十、通信文ヲ記スルニハ左ノ諸件ニ最モ注意スシ

丸ソ軍隊ノ運動ヲ記スルハ必ス過去ニ限ル決シテ未來ニ涉ルヘカラス

通信文ニハ必ず發信ノ場所及時日ヲ掲グ可カラス

我軍ノ兵力若クハ隊數ヲ明記スルヲ慎ミ以テ之ニ因リ我兵力若クハ軍隊區分  
ノ漏洩スルヲ戒ムヘシ

乙 錄

一 内地旅行券ヲ得テ大本營(廣島)ニ到ル(シ)

(柏木幸、手稿)

二 大本營ヘノ送狀ハ與フ(シ)

三 東京出發廣島着ノ時日ヲ陸軍省へ届出ス(シ)

四 通辨ヲ要スルモノハ自身ニ産入レ其族籍住所番地年齢等ヲ詳記せん書面ヲ添ヘ主人ヨリ陸軍省へ願出許可ヲ受クシ但本人ヲシテ管轄地方廳ノ許可ヲ受ケサシムヘシ

五 通辨人ナキモノハ謝絶スルコトアルヘシ

六 新聞記者復軍心得ヲ遵守ス(シ)

七 壇守スルノ證トメ花押又ハ記名セシム

總理  
七月十日付よりうちを各降軍部隊古太世ヤ佐弓直坂  
アリラお終ヘカハシ新聞記者ハ歸すちや否ノ既ウツ内閣マズ  
ル後件名ノ而後ワラコトヨリ之レ漸次其人を増加シ候テ  
ハ軍事性質アリ智者ニ留ム

0393

乙  
肆

一 内地旅行券ヲ得テ大本營(廣島)ニ到ル(シ)

(卷之三) 手續

二大本管ノ医状ハ喚フヘシ

三 東京出發廣島着ノ時日ヲ陸軍省へ届セシ

四 通辨ヲ要スルモノハ自身ニ産入レ其族籍住所番地年齢等ヲ詳記セル書面ヲ添ヘ主人ヨリ陸庫省ヘ願出許可ヲ受クシ但本人ヲシテ管轄地方廳ノ許可ヲ受ケサシムヘシ

五通辟人ナキモノハ謝絶スルコトアル(三)

1. 上古の時代に於ては、



今般大本營ニ於テ新聞記者ノ請願ヲ許シ戰地ノ景況等ヲ告示スル為シ別紙ノ通り  
其手續ヲ規定相成候ニ付尚左ノ内規御秉知置有之度

一 戰地ノ景況等ヲ新聞記者ニ告示スルハ必ス陸海軍兩省ニ電報シタル後尤  
事

但シ事項ノ重要ニ属セカルモノハ郵便ヲ以テ電報ニ代エルコト

二 陸海軍兩省ハ大本營ヨリ得タル戰地ノ景況等ニシテ世ニ公ニシ妨ナシト認ム  
ヲ促前ノ手續ニ沿リ新聞記者ニ告示アルヘキ事

三 大本營ニ請願シテ告示ヲ受ケル新聞社ノ名ハ豫メニシ通知シ置ク事

四 前項ノ新聞社ノ新聞ニ騰載シ在ハ戰地ノ景況等ニシテ大本營ヨリノ電報  
ト照啓スハモノアルトキハ陸海軍兩省ハ直チニ該社ニ詰問シ或ハ大本營ニ  
報告アルヘキ事

但在韓俊軍記者ヨリノ通信ニ係ルモノハ自ラ本文外ニ屬ス

右及御打合候也

明治廿七年九月十七日

大本營

陸軍參謀桙山資紀

陸軍參謀川上操六

陸軍次官兒玉源太郎殿

## 新聞材料公示手續

一 大本營ニ於テ世ニ公ニスヘキ事項アルトキハニシ廣島縣警察部ニ掲示ス  
ニ 前項ノ掲示ヲ騰馬セラユトヲ希ム主元新聞記者ハ預メ大本營副官部ニ請  
願シ各社連合シラ大本營貿旅館ノ近傍ニ當直所ヲ設ケ届ケ買ソシ然ル  
トキハ新ニ掲示スル毎ミニラ通知スヘシ

三 此掲示ノ騰本ハ即チ本月ノ省令(陸軍省第三十号)  
(陸軍省第十三号)ニ所謂ル陸海庫大臣ノ認  
可ヲ經ルモノト同一ルカ故ニ直テ新聞紙ニ騰載スルヲ得  
四 嘚示ニハ必ス番號ヲ附ス故ニ新聞紙ニ騰載ノ時之ヲ(例之ハ(3)(15)符號ト  
等ノ如ク)為シテ標證スルヲ得

五 此掲示ノ事項ヲ騰載スル新聞紙ハ席ニ一通ヲ副官部ニ寄送シ參照候  
スヘシ

六 嘚示ノ事項ニ關シ疑義アルトキハ副官部主任者ノ旅館ニ就キ質問スルヲ  
厚

七 告示ノ事項ヲ新聞紙ニ騰載スルニハ必シモ原文ノ促ナルヲ要セヌト雖凡敷衍  
過キ事變ヲ誤ルニ至ラシム可カラズ

陸軍省令第二十號

新聞紙條例第廿二條ニ依リ當分、内庫隊、進退及軍機庫略ニ關スル事項ヲ  
新聞紙雜誌ニ記載スルニトシ禁ズ但豫メ陸軍大臣、認可シ經タルモノハ此限ニ在ラス

本令ハ茲布ノ日ヨリ施行ス

明治廿七年九月十三日

陸軍省

0406